

これまでの経緯（パワハラ言動から現在まで）

令和 7 年 8 月 18 日

議会運営委員会

令和 7 年 8 月 18 日開催の議会運営委員会に 15 分程遅刻し、議会事務局長に対し、天野議長がとった言動。

「書類を机に叩きつけ、全ての書類、日程について、どの書類が正しいのか電話をよこせと強い口調で命令。日程があるたび、朝、電話をよこしなさいと強い口調で命令。俺もやめるから職員やめろと暴言を 3 回繰り返す。」

令和 7 年 9 月 17 日

天野秀実議長に対する議長不信任（案）提出。

令和 7 年 8 月 18 日開催の議会運営委員会において、議会

事務局長に対し、天野議長がハラスメント行為を行ったとして、天野秀実議長に対し不信任決議（案）を提出し、全会一致で可決。

令和 7 年 11 月 28 日

天野議長より公開質問状が議会に提出。

白井副議長宛てに、天野議長が議会に「公開質問状」を提出回答は文書を持って、令和 7 年 12 月 25 日までに提出するよう提示あり。

令和 7 年 12 月 2 日

天野秀実議長に対する議長不信任決議（案）を提出。

天野秀実議長に対する議長不信任決議（案）を提出。全会一致で可決。

令和 7 年 12 月 19 日

議会として、議会正常化に向け議会運営委員会を開催。

議会運営委員会を開催し、天野議長の議会正常化に向けた考えを聴取した。

議長からは正常化に向けた具体的な解決策は示されなかった。

令和 7 年 12 月 22 日

議会運営委員会の内容を全議員に報告。

令和 7 年 12 月 25 日

色麻町議会から、色麻町議会天野議長に対し「公開質問状」の回答を提出。

「公開質問状」に対して議会は回答しないことを決めた。

理 由

- 1 不信任決議は、議会の内部事項であり、議会の自律的判断（自律権）に委ねられているため、議会が意思決定の理由や過程について、追加説明や回答を行う義務はない。
- 2 不信任決議は全会一致で可決しており、その決議は議会全体の統一した意志である。
- 3 公開質問状は、法的に回答が義務付けられていない。

以上の理由から本質問状に対し、議会として回答すべき性質のものではないと判断し、回答は差し控えます。

令和 7 年 12 月 26 日

議会として、全議員と議長と正常化に向け話し合いを開催。

議長からはここでも正常化に向けた具体案は示されなかった。

この席で、議長から 1 月会議の開催についてお願いが議員

にたいしボイコット後始めてありました。

令和 12 月 26 日

議会運営委員会開催。

議会は、議長を認めたからではありません。予算審議や通年議会の会期決定といった、議会を動かすため「最低限の実務」を遂行するための道を選んだからです。

令和 8 年 1 月 6 日

天野秀実議長に対する議長辞職勧告決議（案）を提出。

色麻町議会の権威と秩序を回復し、き町政の停滞を回避するため、公人としての英断を下し、直ちに議長職を辞することを強く勧告すると議長辞職勧告決議を提出。全会一致で可決。